

平成21年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	平成21年7月31日（金）最高裁判所公平審理室
委員	<p>委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授）</p> <p>委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授）</p> <p>委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授）</p> <p>大村 信之（経理局営繕課首席技官）</p> <p>酒井 孝雄（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

1 鹿児島地家裁加治木支部庁舎新営建築工事の総合評価について

議事(1) 入札参加者の状況について

申請業者数，競争参加資格確認業者数等について説明。(意見等なし)

議事(2) 施工実績等の評価について

申請者から提出された資料に基づく，企業の施工能力，配置予定技術者の能力等の評価結果について説明。(意見等なし)

議事(3) 技術提案の評価について

評価項目(1.法廷，調停室等事件関係室の遮音性能を確保する施工上の工夫に関する提案，2.建物内部への漏水対策に関する提案，3.隣接施工における周辺への環境対策及び安全対策に関する提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

企業から提出された技術提案が「標準案と同程度の技術提案」と評価された場合で，入札により当該技術提案の提出企業が請負者となった場合には，設計図等標準案と当該技術提案のどちらで施工するのか。

【事務局】

原則は，設計図等標準案に基づき施工することになる。なお，当該技術提案に基づき施工する場合には，請負者と発注者が協議の上，設計変更契約手続が必要になる。

【委員】

4社から提出があった「危険予知マップ」の作成に係る技術提案については，全て等しく「有効と認められる技術提案」と評価しているが，本件工事場所の分析をしている3社の提案と，他案件実施例を示している他の1社の提案とを，同等に評価した理由は何か。

【事務局】

当該1社が請負者となった場合には，当然，本件工事場所に係る危険予知マップを作らせることになることから，4社とも同等に評価出来る提案であると判断した。

【委員】

立面図に示された亀裂誘発目地の位置を変える技術提案については，「有効と認められる技術提案」と評価しているが，当該技術提案をしなかった企業が，設計図に示された意匠の変更に係る提案をしてはいけないと考えて提案しなかったとしたら，公平性に欠けることになる。よって，公平性が保たれないのであれば，有効と認めるのは難しいと思う。

【事務局】

評価結果を見直し「標準案と同程度の技術提案」とする。

議事(4) 評価点について

全体的評価結果(各社の評価点)について説明。(意見等なし)

2 熊本地家裁八代支部庁舎新営建築工事の総合評価について

議事(1) 新営建築工事の概要について

敷地状況、建物概要等について説明。(意見等なし)

議事(2) 新営建築工事の評価項目等について

当該工事の評価項目(1.法廷、調停室等事件関係室の遮音性能を確保する施工上の工夫に関する提案,2.外壁コンクリート打放し面の品質及び施工レベル向上に関する提案,3.敷地外構及び敷地周辺への配慮に関する提案)について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

評価項目として、「外壁コンクリート打放し面の品質及び施工レベル向上に関する提案」を挙げた理由は何か。

【事務局】

コンクリート打放し仕上げを意匠として採用していることから、コンクリート打放し面の品質等が、そのまま建物の意匠等の出来映えに大きく影響すると考えられるので評価項目とした。

3 その他

加治木支部案件及び八代支部案件の入札スケジュール等について説明。(意見等なし)